

令和5年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書

令和5年2月24日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔1件〕

報告第 3 号 専決処分事項の報告について

〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …………… 1～2

○ 承認〔1件〕

承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

〈令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）〉
…………… 3～4

○ 条例に関する議案〔14件〕

議案第 3 号 かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
について【新規】 …………… 5～6

議案第 4 号 かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につ
いて【新規】 …………… 7～8

議案第 5 号 かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定について
【新規】 …………… 9

議案第 6 号 かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定について【新規】
…………… 10

議案第 7 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について【整備】 …………… 11

議案第 8 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため
の固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企
業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について【一部改
正】 …………… 12

議案第 9 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	13～14
議案第 10 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	15～16
議案第 11 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	17
議案第 12 号	かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	18
議案第 13 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	19
議案第 14 号	かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	20
議案第 15 号	かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	21
議案第 16 号	かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	22～23

○ 予算に関する議案〔 10 件 〕

議案第 17 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 4 号）	……………	24～41
----------	---------------------------------	-------	-------

議案第 18 号	令和 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)	42~43
議案第 19 号	令和 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	44
議案第 20 号	令和 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	45
議案第 21 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計予算	(別冊)
議案第 22 号	令和 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	(別冊)
議案第 23 号	令和 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	(別冊)
議案第 24 号	令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	(別冊)
議案第 25 号	令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計予算	(別冊)
議案第 26 号	令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	(別冊)

(別冊)

- ・ 資料No.1 令和 5 年度予算の概要
- ・ 資料No.2 かすみがうら市総合計画 (実施計画)
- ・ 資料No.3 令和 5 年度一般会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
 令和 5 年度国民健康保険特別会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
 令和 5 年度後期高齢者医療特別会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
 令和 5 年度介護保険特別会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
 令和 5 年度当初予算国・県支出金及び市債充当一覧 参考資料

- ・ 資料No.4 令和 5 年度水道事業会計予算説明書
- ・ 資料No.5 令和 5 年度下水道事業会計予算説明書
- ・ 資料No.6 かすみがうら市の財務書類（令和 3 年度決算）

○ 財産の貸付けに関する議案〔 1 件 〕

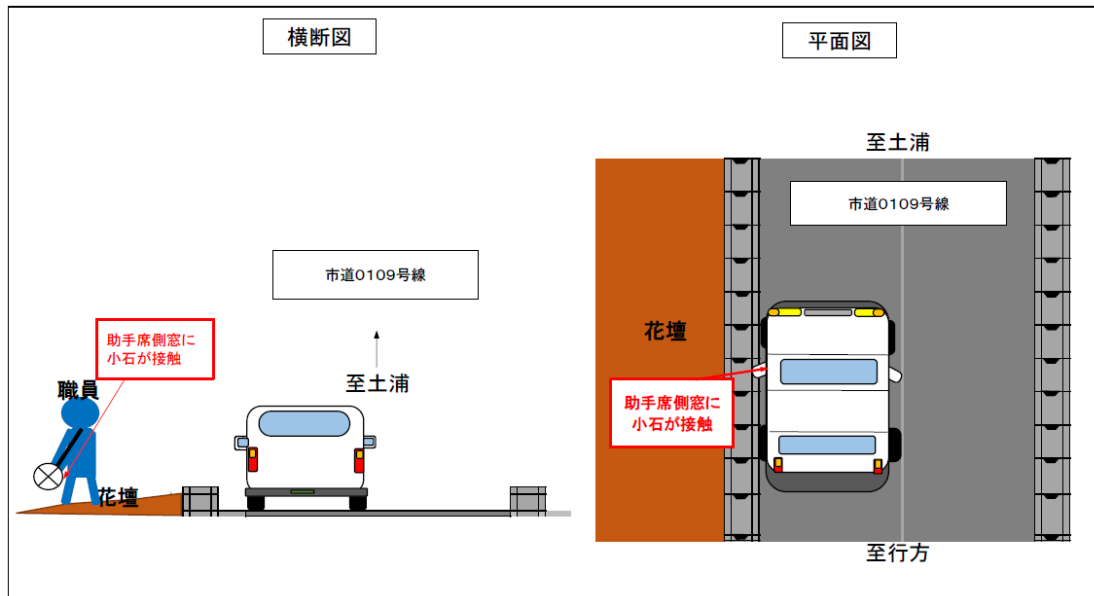
議案第 27 号	財産の貸付けについて	……………	46～47
----------	------------	-------	-------

○ その他の議案〔 3 件 〕

議案第 28 号	公の施設の広域利用に関する協議について	……………	48
議案第 29 号	町の区域の変更について	……………	49
議案第 30 号	市道路線の認定について	……………	50～51

報告第3号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉																																			
<p>1 要 旨</p> <p>除草作業中における飛び石による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相手方 行方市在住の個人</p> <p>(2) 示談内容</p> <table border="0" data-bbox="443 952 1300 1400"> <tr> <td>・過失割合</td> <td>かすみがうら市</td> <td>100%</td> <td>相手方</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>・損害賠償額</td> <td>かすみがうら市</td> <td></td> <td></td> <td>624,576円</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>自家用車修理に係る費用</td> <td></td> <td></td> <td>224,576円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>治療費</td> <td></td> <td></td> <td>54,439円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通院交通費</td> <td></td> <td></td> <td>2,760円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>損害慰謝料</td> <td></td> <td></td> <td>152,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>和解金</td> <td></td> <td></td> <td>190,801円</td> </tr> </table> <p>(3) 事故の内容 市民ボランティアの植栽管理によるマリーゴールドとあじさいの花壇（フラワーロード）のうちの空き花壇に雑草が繁茂していたため、担当課（市民協働課）の職員が刈り払い機を使って草刈りをしている最中、花壇にあった石が道路に飛び、市道0109号線を走行中の車の助手席ガラスに当たり、破損及び同乗者にけがを負わせた。</p>		・過失割合	かすみがうら市	100%	相手方	0%	・損害賠償額	かすみがうら市			624,576円	(内訳)	自家用車修理に係る費用			224,576円		治療費			54,439円		通院交通費			2,760円		損害慰謝料			152,000円		和解金			190,801円
・過失割合	かすみがうら市	100%	相手方	0%																																
・損害賠償額	かすみがうら市			624,576円																																
(内訳)	自家用車修理に係る費用			224,576円																																
	治療費			54,439円																																
	通院交通費			2,760円																																
	損害慰謝料			152,000円																																
	和解金			190,801円																																

(4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和5年1月27日

[市民部：市民協働課]

承認第 1 号	<p>専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 13 号）〉</p>
<p>1 要 旨</p> <p>令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向けて、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための経済的な支援をするにあたり、早急な予算措置をするため令和 4 年度一般会計補正予算（第 1 3 号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>令和 5 年 2 月 1 5 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

令和4年度 一般会計補正予算第13号 R050215専決

No	事業	内 容	単 位 : 千 円
1	出産・子育て応援に要する経費		13,551
		出産・子育て応援給付金	
		・ 令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 妊婦一人当たり5万円×135人	13,500
		・ 令和4年4月1日以降に出生した児童の養育者 児童一人当たり5万円×135人	
	合 計		13,551

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第 3 号	かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の 制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、全国的な共通ルールが定められたことに伴い、新たにこの条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 実施機関（第2条第1項）</p> <p>この条例の適用対象となる「市の機関」は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び消防長</p> <p>(2) 開示に係る手続（第3条及び第4条）</p> <p>ア 開示請求があった日から開示決定するまでの標準処理期間（現行14日以内）を30日以内とする。</p> <p>イ 開示請求に係る手数料は無料とし、開示文書の写しやCD-R（データを書き込みできるコンパクトディスク）等への複写による交付などに要する費用と送付に要する費用は、当該情報の開示を受ける者の負担とする。</p> <p>(3) かすみがうら市個人情報保護条例の廃止（附則第2条及び第3条）</p> <p>ア 令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が直接適用されることから、かすみがうら市個人情報保護条例（平成17年かすみがうら市条例第14号）を廃止する。</p> <p>イ 運用の移行を円滑に行うため、これまでの職員等の個人情報の取扱いに関する責務等の経過措置及び罰則を規定する。</p>	

(4) かすみがうら市情報公開条例（平成17年かすみがうら市条例第13号）の不開示情報との整合を図るための一部改正

3 施行年月日

令和5年4月1日

[総務部：総務課]

議案第4号	かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正により、現行の「かすみがうら市情報公開等審査会」を、新たに「かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会」とするため、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 設置(第2条)</p> <p>個人情報の保護に関する法律又はかすみがうら市情報公開条例(平成17年かすみがうら市条例第13号)及びかすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、市に、かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会を置く。</p> <p>(2) 組織(第4条)</p> <p>審査会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>(3) 委員(第5条)</p> <p>ア 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>イ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>ウ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(4) 経過措置</p> <p>ア これまで市個人情報保護条例第39条第5項で定められていた罰則を準用して規定する。</p> <p>イ この条例の施行の日前の「かすみがうら市情報公開等審査会」(旧審査会)の委員である者は、この条例の審査会の委員として委嘱されたものとみなす。</p>	

ウ この条例の施行により委嘱されたものとみなされる委員の
任期は、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

エ この条例の施行の日前に旧審査会にされた諮問は、施行日
において審査会に諮問されたものとみなす。

3 施行年月日

令和5年4月1日

〔 監査委員事務局 〕

議案第 5 号	かすみがうら市審議監の設置等に関する条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>市長に直属して市政運営における重要施策に関する調査、調整等を行う審議監 1 人を置くため、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 審議監は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 4 号に規定する特別職の職員とし、常勤で任期は 1 年（再任を妨げない）とする。</p> <p>ア 給与及び旅費等</p> <p>給 与：月給 3 5 万 6, 8 0 0 円</p> <p>旅 費 等：かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例に規定する教育長の例による。</p> <p>(2) 市長の給料月額に関する特例措置</p> <p>ア 令和 5 年 4 月から令和 8 年 7 月までの間で、かつ、審議監を置く間に限り、市長の給料月額を 5 0 % 減額する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p> <p>(失効：令和 8 年 7 月 2 2 日限り)</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：秘書広報課 〕</p>	

議案第6号	かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定について【新規】
<p>1 要 旨</p> <p>市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長、教育長及び地方公務員法第3条第3項第4号に規定する特別職の職員が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的にこの条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市長等の政治倫理条例の制定</p> <p>目的、責務や遵守する基準、市民の責務、市の工事等の契約に関する遵守事項、政治倫理審査会の設置、市民の調査請求権、審査会の調査、贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会、協力義務、違反措置等について規定するもの</p> <p>(2) かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正（附則関係）</p> <p>「政治倫理審査会委員」を加える（別表第1附属機関の部）。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：秘書広報課 〕</p>	

議案第7号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について【整備】
-------	---

1 要 旨

市税等の納付期限を過ぎても未納の者に対して督促状を発布する際、手数料として100円を徴収していたが、令和5年4月1日以降に納付期限が到来する市税等の督促手数料を廃止するため、関係条例を改正するもの

2 内 容

督促手数料を規定している次の条例について、該当する条文を削除する。

- (1) かすみがうら市税条例
- (2) かすみがうら市税外諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例
- (3) かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例
- (4) かすみがうら市介護保険条例
- (5) かすみがうら市法定外公共物管理条例
- (6) かすみがうら市水道事業給水条例
- (7) かすみがうら市公共下水道事業受益者負担に関する条例
- (8) かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例

3 施行年月日

令和5年4月1日

4 参 考

(主な督促手数料の徴収状況) (単位：円)

年度	市税(※)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
令和2年度	1,035,700	531,100	79,400
令和3年度	1,074,000	552,621	91,000

※市税・・・市・県民税、固定資産税、軽自動車税

[総務部：納税課]

議案第 8 号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
---------	--

1 要 旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 4 条に規定する基本計画の計画期間を 1 年延長することに伴い、基本計画に基づく地域経済牽引事業計画を実施する企業等を引き続き支援することを目的にこの条例を制定するもの

2 内 容

平成 3 5 年 3 月 3 1 日に失効される「かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例」及び「かすみがうら市企業立地促進条例」を 1 年延長する。

3 施行年月日

令和 5 年 4 月 1 日

〔 産業経済部：地域未来投資推進課 〕

議案第 9 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
---------	--

1 要 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の改正に伴い、この条例を制定するもの

2 内 容

（1） 安全計画の策定等（第 6 条の 2）

ア 放課後児童健全育成事業者に対する利用児童の安全確保に関する計画（以下「安全計画」という。）を策定しなければならない旨を規定するもの

イ 安全計画の内容について職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修を実施しなければならない旨を規定するもの

ウ 安全計画に基づく取組の内容等に関し、保護者へ周知しなければならない旨を規定するもの

エ 安全計画の定期的な見直し及び必要に応じた計画変更を行う旨を規定するもの

（2） 自動車を運行する場合の所在の確認（第 6 条の 3）

利用児童の事業所外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等により利用児童の所在確認を行うことを義務付ける旨を規定するもの

(3) 業務継続計画の策定等（第12条の2）

ア 放課後児童健全育成事業者に対する感染症や非常災害の発生において、利用児童に対する支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するよう努めなければならない旨を規定するもの

イ 業務継続計画の内容について職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修を実施するよう努めなければならない旨を規定するもの

ウ 業務継続計画の定期的な見直し及び必要に応じた計画変更を行うよう努めなければならない旨を規定するもの

(4) 衛生管理等（第13条2項）

放課後児童健全育成事業者に対し、職員は感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための定期的な訓練や研修を実施するよう努めなければならない旨を規定するもの

3 施行年月日

令和5年4月1日

ただし、安全計画の策定等に関する規定については、令和6年3月31日までの間は、努力義務として経過措置を設ける。

[保健福祉部：子ども家庭課]

議案第10号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 安全計画の策定等（第7条の2）</p> <p>家庭的保育事業者等に対し、児童の安全確保に関する計画の策定を義務付けるとともに、計画に基づく定期的な職員の訓練や研修の実施のほか、保護者への計画内容の周知等を行う旨を規定するもの</p> <p>(2) 自動車を運行する場合の所在の確認（第7条の3）</p> <p>利用乳幼児の施設外での活動のため自動車を運行するときは、点呼等により利用乳幼児の所在確認を行うこと、また、送迎用自動車にブザー等による車内の利用乳幼児の見落としを防止装置の設置を義務付ける旨を規定するもの</p> <p>(3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第10条）</p> <p>家庭的保育事業等を行う事業所が他の社会福祉施設を併設している場合については、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が掃除ない場合に限り、特有の設備・専従の人員について共用・兼務できるよう規定を改めるもの</p>	

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止（第13条）

民法（明治29年法律第89号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、懲戒権関係規定を削除するもの

(5) 自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置（附則第2条）

家庭的保育事業者等が利用乳幼児の送迎用自動車に見落としを防止する装置を設置することが困難な状況にあるときは、装置の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在確認を行うことで、設置に係る経過措置（令和6年3月31日まで）を設ける旨を規定するもの

(6) その他引用条文の改正

3 施行年月日

令和5年4月1日

[保健福祉部：子ども家庭課]

議案第 1 1 号	かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の改正に伴い、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 懲戒に係る権限の濫用禁止（第 2 6 条）</p> <p>民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、懲戒権関係規定を削除するもの</p> <p>（2） その他引用条文の改正</p> <p>ア 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 2 項が削られることに伴い関連する規定を改めるもの</p> <p>イ 学校教育法（平成 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 5 条の項の新設に伴い関連する規定を改めるもの</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：子ども家庭課 〕</p>	

議案第12号	かすみがうら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 引用条文の改正</p> <p>子ども・子育て支援法第72条から第76条が削られることによる条の繰り上げに伴い、関連する規定を改めるもの</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：子ども家庭課 〕</p>	

議案第13号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	--

1 要 旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）に規定される出産育児一時金の支給額について引上げがあったことから、条例の一部を改正するもの

2 内 容

(1) 出産育児一時金に係る支給額の引上げ

子育て世代の経済的負担軽減を図るため、社会保障審議会医療保険部会における「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことから、関係する政令の改正に準ずるものとして、条例に規定する支給額40万8,000円に8万円を加算し、48万8,000円とするもの

(単位：円)

	改正前	改正後	増減
出産育児一時金	408,000	488,000	80,000
産科医療保障制度掛金	12,000	12,000	0
合計	420,000	500,000	80,000

3 施行年月日

令和5年4月1日

[市民部：国保年金課]

議案第14号	かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に伴い、この条例を制定するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 条文中で引用している博物館法の改正に伴い、条ずれ等の所要の改正を行うもの</p> <p>ア 第1条中の歴史博物館を設置する根拠について、博物館法第18条を地方自治法第244条の2第1項に改める。</p> <p>イ 第8条第1号及び第10条中の博物館法の条ずれを改める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 教育委員会事務局：生涯学習課 〕</p>	

議案第15号	かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

上下水道部を設置するにあたり、関係条例を改正するもの

2 内 容

上下水道事業における「経営基盤の強化」、「老朽施設の更新」、「水源の確保」、「農業集落排水と公共下水道の連結」などの課題を専門的かつ迅速に解決し、効率的な施設運営を図るため「上下水道部」を置くための改正をするもの

改正前	改正後
都市建設部 上下水道課	上下水道部 上下水道課

その他条文の修正を行うための改正をするもの

3 施行年月日

令和5年4月1日

〔 都市建設部：上下水道課 〕

議案第16号	かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	---

1 要 旨

活動実態に則した適切な報酬及び費用弁償を支給して消防団員の処遇改善を図るため、報酬等の標準額との均衡を図れる額への引き上げ及び従来の費用弁償を出動種別に応じた区分で出動報酬として新たに規定し、これに係る費用弁償を交通費として基準額を設定するなど、条例の一部を改正するもの。

併せて、団員定数の実状に鑑みての削減や団員の任用要件なども見直しを図る。

2 内 容

(1) 条例で定める定数の削減（第2条）

605人から520人へ削減（減少率や現団員数を考慮）

(2) 団員の任用要件に関する見直し（第3条）

ア 団長が特定の条件を満たせば任用できるよう要件を緩和

イ 公務災害保険の適用を踏まえて18歳以上を資格要件に追加

(3) 年額報酬の引き上げ（第12条第1項）

区分	改正前報酬の額	改正後報酬の額
部長	33,000 円	42,500 円
班長	30,000 円	39,500 円
団員	27,000 円	36,500 円

※ 標準額と同額まで引上げ

(4) 出動報酬の新設 (第12条第2項)

出動報酬 (改正前は費用弁償)			
分類	区分	改正前 (1回)	改正後 (日額)
災害出動	災害	3,000円	8,000円 4時間未満は4,000円
	警戒	2,000円	1,000円
	捜索	2,000円	災害出動の例
訓練等	複数の分団が参加する訓練等	2,000円	2,000円
その他	災害出動のうち誤報や非火災等の事由によるもの	3,000円	1,000円
	市長が特に必要と認めるもの	2,000円	1,000円 1時間超は災害出動の例

※ 改正前は水火災、警戒、訓練、その他の区分のみ

※ 災害を水火災又は地震等の災害と定義

※ 1時間当たり1,000円を想定して日額を設定

(5) 費用弁償の見直し (第13条)

従前の出動等に係る費用弁償を削除して交通費1回200円を新設

3 施行年月日

令和5年4月1日

[消防本部：消防総務課]

議案第17号	令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）
--------	----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ6億2千738万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ204億8千720万5千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
地方譲与税	229,448	1,936	231,384
地方交付税	3,850,000	139,704	3,989,704
使用料及び手数料	49,402	558	49,960
国庫支出金	4,136,506	△13,159	4,123,347
県支出金	1,465,061	△78,266	1,386,795
財産収入	23,857	1,000	24,857
繰入金	1,038,580	△831,297	207,283
繰越金	599,691	589,815	1,189,506
諸収入	382,281	△2,841	379,440
市債	2,474,700	△434,838	2,039,862
歳入合計	21,114,593	△627,388	20,487,205

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	140,812	△3,570	137,242
総務費	3,468,487	△311,969	3,156,518

民生費	7,045,250	△162,297	6,882,953
衛生費	2,245,057	△21,883	2,223,174
農林水産業費	782,366	△37,837	744,529
商工費	437,420	△16,363	421,057
土木費	1,903,243	40,099	1,943,342
消防費	892,670	△3,969	888,701
教育費	2,148,589	△95,599	2,052,990
公債費	1,972,553	△14,000	1,958,553
歳出合計	21,114,593	△627,388	20,487,205

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
市議会運営に要する経費	△1,143	議会事務局
市議会研修活動に要する経費	△2,427	議会事務局
イ 総務費の事業費		
市長・副市長秘書業務に要する経費	△2,447	秘書広報課
広報に要する経費	△1,315	秘書広報課
会計管理に要する経費	△840	会計課
公有財産調整に要する経費	△3,985	公共施設等マネジメント推進室
千代田庁舎管理に要する経費	△1,804	検査管財課
旧小学校施設管理に要する経費	△13,380	学校教育課
あじさい館管理に要する経費	4,999	介護長寿課

基金運用益等の積立に要する経費	10,997	公共施設等マネジメント推進室 政策経営課
イントラネット整備に要する経費	△836	情報政策課
基幹系電算システム管理に要する経費	△1,000	情報政策課
交通安全対策に要する経費	△89,080	市民協働課
地域安全対策に要する経費	△4,390	市民協働課
移住定住・結婚支援に要する経費	△6,390	市民協働課
複合交流拠点施設等整備に要する経費	△169,539	公共施設等マネジメント推進室
固定資産適正評価に要する経費	△3,746	税務課
職員等人件費	△1,582	総務課
参議院議員通常選挙に要する経費	△730	総務課
職員等人件費	△2,202	総務課
茨城県議会議員選挙に要する経費	△1,515	総務課
職員等人件費	△7,309	総務課
市長選挙に要する経費	△9,746	総務課
職員等人件費	△1,325	総務課
市議会議員補欠選挙に要する経費	△4,804	総務課

ウ 民生費の事業費

要援護高齢者等対策に要する経費	△23,538	介護長寿課
国民健康保険特別会計繰出に要する経費	△1,047	国保年金課
後期高齢者医療保険特別会計繰出に要する経費	1,411	国保年金課
家庭児童相談に要する経費	△5,407	子ども家庭課
児童扶養手当支給に要する経費	△10,874	子ども家庭課

児童手当支給に要する経費	△49,590	子ども家庭課
母子父子福祉に要する経費	△835	子ども家庭課
第一保育所管理運営に要する経費	△4,000	第一保育所
やまゆり保育所管理運営に要する経費	△9,638	やまゆり保育所
わかぐり保育所管理運営に要する経費	△18,465	わかぐり保育所
民間保育所に要する経費	△18,774	子ども家庭課
認定こども園に要する経費	△21,900	子ども家庭課
家庭的保育等に要する経費	360	子ども家庭課
エ 衛生費の事業費		
感染症対策に要する経費	1,783	介護長寿課
浄化槽設置整備に要する経費	△23,666	環境保全課
オ 農林水産業費の事業費		
農業振興に要する経費	△6,004	農林水産課
有害鳥獣対策に要する経費	△2,909	農林水産課
米政策推進に要する経費	△2,733	農林水産課
農地中間管理に要する経費	△61	農林水産課
土地改良整備支援に要する経費	△787	農林水産課
土地改良助成に要する経費	△3,118	農林水産課
国営造成施設管理体制整備に要する経費	2,698	農林水産課
農地維持・資源向上対策に要する経費	△24,206	農林水産課
水産振興に要する経費	△717	農林水産課

カ 商工費の事業費		
企業立地促進に要する経費	△13,515	地域未来投資推進課
観光PR推進に要する経費	△195	観光課
シティプロモーションに要する経費	△130	観光課
雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費	△586	観光課
農村環境改善センター管理運営に要する経費	△1,937	観光課
キ 土木費の事業費		
道路維持管理に要する経費	△1,403	道路課
(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費	19,361	政策経営課
河川維持管理に要する経費	△1,600	道路課
都市計画調整に要する経費	△11,521	都市整備課
公園整備に要する経費	35,262	公共施設等マネジメント推進室
ク 消防費の事業費		
常備消防に要する経費	3,667	消防総務課
消防団運営に要する経費	△4,809	消防総務課
災害対策に要する経費	△2,827	危機管理課
ケ 教育費の事業費		
教育委員会事務局運営に要する経費	△5,280	学校教育課
教育推進団体設置に要する経費	△930	学校教育課
学校支援員設置に要する経費	△3,130	学校教育課
英語指導助手設置に要する経費	△1,070	学校教育課
小学校就学支援に要する経費	△1,300	学校教育課
小学校管理運営に要する経費	△25,140	学校教育課

小学校給食管理運営に要する経費	△2,100	学校教育課
小学校コンピューター管理に要する経費	△4,433	学校教育課
小学校施設維持管理に要する経費	△1,070	学校教育課
中学校部活動支援に要する経費	△4,800	学校教育課
中学校管理運営に要する経費	△960	学校教育課
中学校給食管理運営に要する経費	△2,100	学校教育課
中学校コンピューター管理に要する経費	△2,574	学校教育課
中学校施設維持管理に要する経費	△890	学校教育課
千代田公民館管理に要する経費	△715	千代田義務教育学校地区公民館
旧地区公民館管理に要する経費	△31,355	霞ヶ浦中地区公民館
下稲吉中地区公民館コミュニティ活動に要する経費	△897	下稲吉中地区公民館
図書館運営に要する経費	△3,221	図書館
文化財保護に要する経費	△634	歴史博物館
(仮称) スポーツ公園管理運営に要する経費	△3,000	スポーツ振興課
コ 公債費の事業費		
市債償還に要する経費 (利子)	△14,000	政策経営課

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和4年度 一般会計補正予算第14号 R050303第1回定例会

No	事業	内 容	単 位 : 千円
1	市議会運営に要する経費		△1,143
		議員期末手当	△1,143
2	市議会研修活動に要する経費		△2,427
		職員普通旅費	△706
		議員旅費	△1,681
3	市長・副市長秘書業務に要する経費		△2,447
		会計年度任用職員（運転手）報酬	△1,378
		市長交際費	△600
4	広報に要する経費		△1,315
		ホームページヘルプデスク業務委託	△500
5	会計管理に要する経費		△840
		伝送システム使用料	△840
6	公有財産調整に要する経費		△3,985
		廃校小学校遊具撤去工事	△3,490
7	千代田庁舎管理に要する経費		△1,804
		公用車	△1,804
8	旧小学校施設管理に要する経費		△13,380
		建物及び工作物等の修繕	△1,810
		消防設備保守委託	△520
		用地測量委託	△11,050

No	事業	内 容	単位：千円
9	あじさい館管理に要する経費		4,999
		光熱水費	4,999
10	基金運用益等の積立に要する経費		10,997
		公共施設等整備基金積立金	9,061
		森林環境譲与税基金積立金	1,936
11	イントラネット整備に要する経費		△836
		機器借上料	△550
12	基幹系電算システム管理に要する経費		△1,000
		基幹系システム用端末設定業務委託	△1,000
13	交通安全対策に要する経費		△89,080
		照明施設設置積算業務委託	△1,500
		交通安全照明施設設置工事現場技術支援業務委託	△1,199
		交通安全照明施設設置工事	△86,381
14	地域安全対策に要する経費		△4,390
		空家調査業務委託	△4,390
15	移住定住・結婚支援に要する経費		△6,390
		移住促進住宅取得支援補助金	△6,390
16	複合交流拠点施設等整備に要する経費		△169,539
		複合交流拠点施設等実施設計業務委託	△73,700
		複合交流拠点施設等用地取得費	△95,839

No	事業	内 容	単位：千円
17	固定資産適正評価に要する経費		△3,746
		不動産鑑定評価委託	△3,746
18	職員等人件費		△1,582
		時間外勤務手当	△1,000
		管理職員特別勤務手当	△582
19	参議院議員通常選挙に要する経費		△730
		消耗品費	△730
20	職員等人件費		△2,202
		時間外勤務手当	△2,202
21	茨城県議会議員選挙に要する経費		△1,515
		消耗品費	△846
		投開票システム等保守点検業務委託	△669
22	職員等人件費		△7,309
		時間外勤務手当	△7,015
		管理職員特別勤務手当	△294

No	事業	内 容	単位：千円
23	市長選挙に要する経費		△9,746
	委員等報酬		△1,877
	消耗品費		△1,463
	食糧費		△767
	郵送料		△1,034
	選挙人名簿作成等業務委託		△645
	投開票システム等保守点検業務委託		△1,602
	市長選挙公営負担金		△2,358
24	職員等人件費		△1,325
	時間外勤務手当		△1,325
25	市議会議員補欠選挙に要する経費		△4,804
	市議会議員補欠選挙公営負担金		△4,804
26	要援護高齢者等対策に要する経費		△23,538
	地域医療介護総合確保基金事業補助金		△18,060
	老人保護措置費		△5,478
27	国民健康保険特別会計繰出に要する経費		△1,047
	国民健康保険特別会計繰出金		△1,047
28	後期高齢者医療特別会計繰出に要する経費		1,411
	後期高齢者医療特別会計繰出金		1,411

No	事業	内 容	単位：千円
29	家庭児童相談に要する経費		△5,407
		会計年度任用職員（家庭児童相談員等）報酬	△3,493
		会計年度任用職員期末手当	△918
		会計年度任用職員社会保険料	△996
30	児童扶養手当支給に要する経費		△10,874
		児童扶養手当システム改修委託	△770
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	△1,150
		茨城県子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯分）	△650
		児童扶養手当	△11,614
		国庫負担金等超過交付金返還金	3,310
31	児童手当支給に要する経費		△49,590
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	△3,750
		茨城県子育て世帯生活応援特別給付金（その他世帯分）	△2,250
		児童手当	△43,150
32	母子父子福祉に要する経費		△835
		高等職業訓練促進給付金	△835
33	第一保育所管理運営に要する経費		△4,000
		会計年度任用職員（保育士等）報酬	△2,900
		会計年度任用職員期末手当	△500
		会計年度任用職員社会保険料	△600

No	事業	内 容	単位：千円
34	やまゆり	保育所管理運営に要する経費	△9,638
		会計年度任用職員（保育士等）報酬	△6,390
		会計年度任用職員期末手当	△1,908
		会計年度任用職員社会保険料	△1,340
35	わかぐり	保育所管理運営に要する経費	△18,465
		会計年度任用職員（保育士等）報酬	△11,080
		会計年度任用職員期末手当	△2,719
		会計年度任用職員社会保険料	△2,200
		会計年度任用職員費用弁償	△1,080
		わかぐり保育所外壁塗装工事	△1,386
36	民間	保育所に要する経費	△18,774
		子ども・子育て支援交付金	△25,974
		保育緊急対策事業補助金	7,200
37	認定	こども園に要する経費	△21,900
		保育緊急対策事業補助金	8,100
		市内認定こども園給付費	△30,000
38	家庭的	保育等に要する経費	360
		保育緊急対策事業補助金	360
39	感染症	対策に要する経費	1,783
		国庫負担金等返還金	1,783

No	事業	内 容	単位：千円
40	浄化槽設置整備に要する経費		△23,666
		浄化槽等設置事業費補助金	△23,666
41	農業振興に要する経費		△6,004
		農業次世代人材投資資金経営開始型補助金	△5,292
		第三者継承促進事業補助金	△712
42	有害鳥獣対策に要する経費		△2,909
		有害鳥獣捕獲処理謝礼	△1,127
		鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金	△1,137
43	米政策推進に要する経費		△2,733
		水田利活用推進事業助成金	△2,733
44	農地中間管理に要する経費		△61
		会計年度任用職員（事務補助）報酬	△499
		機構集積協力金	438
45	土地改良整備支援に要する経費		△787
		小規模土地改良事業補助金	△787
46	土地改良助成に要する経費		△3,118
		畑地帯総合整備事業負担金	△1,500
		農業水利施設電気料金高騰対策支援金	△1,618
47	国営造成施設管理体制整備に要する経費		2,698
		霞ヶ浦土地改良区補助金	2,698

No	事業	内 容	単位：千円
48	農地維持・資源向上対策に要する経費		△24,206
		農地維持・資源向上対策交付金	△24,206
49	水産振興に要する経費		△717
		水産加工特産品キャンペーン事業補助金	△717
50	企業立地促進に要する経費		△13,515
		企業立地促進助成金	△13,515
51	観光PR推進に要する経費		△195
		活性化センター生産物直売所トイレ修繕工事	△195
52	シティプロモーションに要する経費		△130
		イベント出店料	△130
53	雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費		△586
		三ツ石森林公園休憩所整備工事	△586
54	農村環境改善センター管理運営に要する経費		△1,937
		手数料	△1,000
		施設維持管理委託	△500
55	道路維持管理に要する経費		△1,403
		道路改修工事	△1,403

No	事業	内 容	単位：千円
56	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費		19,361
		路線及び用地測量業務委託	9,306
		土質地質調査業務委託	10,055
57	河川維持管理に要する経費		△1,600
		建物及び工作物等の修繕	△1,600
58	都市計画調整に要する経費		△11,521
		危険ブロック塀等撤去費補助金	△500
		住まいるマイホーム応援補助金	△11,021
59	公園整備に要する経費		35,262
		公園整備基本設計業務委託	35,262
60	常備消防に要する経費		3,667
		燃料費	864
		光熱水費	2,803
61	消防団運営に要する経費		△4,809
		団員報酬	△1,215
		消防団員退職報償金	△2,342
		茨城県消防ポンプ操法競技大会県南北部地区大会 出場補助金	△578
62	災害対策に要する経費		△2,827
		消耗品費	△1,700
		戸別受信機移設業務委託	△627

No	事業内容	単位：千円
63	教育委員会事務局運営に要する経費	△5,280
	バス借上料	△4,873
64	教育推進団体設置に要する経費	△930
	教育研究会補助金	△930
65	学校支援員設置に要する経費	△3,130
	会計年度任用職員（学校支援員）報酬	△1,070
	会計年度任用職員期末手当	△1,100
	会計年度任用職員社会保険料	△960
66	英語指導助手設置に要する経費	△1,070
	英語指導助手委託	△1,070
67	小学校就学支援に要する経費	△1,300
	入学記念品	△1,300
68	小学校管理運営に要する経費	△25,140
	教職員パソコン保守	△610
	小学校スクールバス運行委託	△24,530
69	小学校給食管理運営に要する経費	△2,100
	小学校給食業務委託	△2,100
70	小学校コンピューター管理に要する経費	△4,433
	物品等の修繕	△1,364
	G I G Aスクール対応タブレットP C	△3,069

No	事業内容	単位：千円
71	小学校施設維持管理に要する経費	△1,070
	電話料	△480
72	中学校部活動支援に要する経費	△4,800
	中学校部活動補助金	△4,800
73	中学校管理運営に要する経費	△960
	教職員パソコン保守	△960
74	中学校給食管理運営に要する経費	△2,100
	中学校給食業務委託	△2,100
75	中学校コンピューター管理に要する経費	△2,574
	物品等の修繕	△792
	G I G Aスクール対応タブレットPC	△1,782
76	中学校施設維持管理に要する経費	△890
	特殊建築物定期報告委託	△640
77	千代田公民館管理に要する経費	△715
	身障者用車両駐車区画線及び看板設置工事	△715
78	旧地区公民館管理に要する経費	△31,355
	旧志士庫地区第1公民館解体工事実施設計業務委託	△1,551
	旧志士庫地区第1公民館解体工事監理業務委託	△834
	旧志士庫地区第1公民館アスベスト含有調査委託	△880
	旧志士庫地区第1公民館解体工事	△28,090

No	事業	内 容	単位：千円
79	下稲吉中地区公民館コミュニティ活動に要する経費		△897
		イベント機材等借上料	△897
80	図書館運営に要する経費		△3,221
		会計年度任用職員（図書館司書等）報酬	△2,582
		会計年度任用職員期末手当	△639
81	文化財保護に要する経費		△634
		文化財保存活用地域計画策定業務委託	△634
82	（仮称）スポーツ公園管理運営に要する経費		△3,000
		公園用地取得費	△3,000
83	市債償還に要する経費（利子）		△14,000
		地方債利子	△14,000
	合 計		△627,388

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第18号	令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億9千630万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ44億6千874万9千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国民健康保険税	845,797	△20,000	825,797
県支出金	2,869,523	300,000	3,169,523
繰入金	342,584	△1,047	341,537
繰越金	1	117,351	117,352
歳入合計	4,072,445	396,304	4,468,749

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
保険給付費	2,822,551	300,000	3,122,551
基金積立金	180	95,593	95,773
諸支出金	5,105	711	5,816
歳出合計	4,072,445	396,304	4,468,749

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 保険給付費の事業費		
一般被保険者療養給付に要する経費	250,000	国保年金課
一般被保険者高額療養に要する経費	50,000	国保年金課
イ 基金積立金の事業費		
支払準備基金積立金に要する経費	95,593	国保年金課
ウ 諸支出金の事業費		
その他償還に要する経費	711	国保年金課

[市民部：国保年金課]

議案第19号	令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）
--------	--------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1千714万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億7千951万8千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	536,324	1,411	537,735
繰越金	1,378	15,730	17,108
歳入合計	962,377	17,141	979,518

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金	953,993	1,411	955,404
諸支出金	1,001	15,730	16,731
歳出合計	962,377	17,141	979,518

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費		
後期高齢者医療広域連合納付に要する経費	1,411	国保年金課
イ 諸支出金の事業費		
一般会計繰出に要する経費	15,730	国保年金課

[市民部：国保年金課]

議案第20号	令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第3号)
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ8千65万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ38億6千964万2千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	16,883	80,654	97,537
歳入合計	3,788,988	80,654	3,869,642

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
基金積立金	296	30,939	31,235
諸支出金	16,356	49,715	66,071
歳出合計	3,788,988	80,654	3,869,642

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 基金積立金の事業費		
介護給付費準備基金積立に要する経費	30,939	介護長寿課
イ 諸支出金の事業費		
一般会計繰出に要する経費	49,715	介護長寿課

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第 27 号	財産の貸付けについて									
<p>1 要 旨</p> <p>財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 減額貸付けする財産</p> <p>土地 牛渡 2562 番 1 外 4 筆</p> <p>地籍 18589.29 平方メートル</p> <p>建物</p> <table border="1" data-bbox="448 1003 1161 1211"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>延べ床面積</th> <th>建築年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別教室棟</td> <td>655 m²</td> <td>平成 7 年築</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>58 m²</td> <td>平成 11 年築</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減額貸付けの相手方</p> <p>東京都台東区東上野二丁目 16 番 1 号</p> <p>日立建機株式会社</p> <p>代表取締役執行役社長 平野 耕太郎</p> <p>(3) 貸付期間</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで</p> <p>(4) 減額後の貸付料</p> <p>年額 2,640,000 円</p> <p>内訳 土地 2,640,000 円</p> <p>建物 [特別教室棟] 無償、[倉庫] 無償</p>		建物	延べ床面積	建築年	特別教室棟	655 m ²	平成 7 年築	倉庫	58 m ²	平成 11 年築
建物	延べ床面積	建築年								
特別教室棟	655 m ²	平成 7 年築								
倉庫	58 m ²	平成 11 年築								

(5) 適正な対価（令和5年度分）

土地貸付料 3, 535, 868円

建物貸付料 2, 245, 522円

(6) 減額貸付けの理由

当該財産を貸し付けることにより、廃校施設の有効活用、地域活性化が図られるため、事業展開に必要な建物の改修費用と維持管理に係る費用の負担を条件に、減額貸付けを行うもの

〔 公共施設等マネジメント推進室 〕

議案第 28 号	公の施設の広域利用に関する協議について
<p>1 要 旨</p> <p>市民の利便性向上と交流の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、本市、石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町各市町が設置する公の施設を各市町の住民の相互利用に供させる協議について議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 対象となる施設 榎本スポーツ交流センター</p> <p>(2) 所在地 行方市玉造甲 6 5 1 7 番地 5</p> <p>(3) 使用料 各市町の住民に係る使用料と同額とする。</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

議案第29号	町の区域の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>神立駅西口地区土地区画整理事業の施行に伴い、新たに市境界が確定したことから、町の区域を変更するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市稲吉二丁目に変更する区域</p> <p>ア 土浦市神立中央一丁目4300の6の一部、4300の7の一部、4300の54、4300の56の一部、4300の68の一部</p> <p>イ 上記の区域に隣接する道路である公有地の全部</p> <p>(2) 事業名 土浦・阿見都市計画事業神立駅西口地区土地区画整理事業</p> <p>(3) 施行者 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合</p> <p>(4) 事業認可日 平成24年11月19日</p> <p>(5) 事業面積 2.2ha (かすみがうら市0.9ha 土浦市1.3ha)</p> <p>(6) 換地処分年月日 令和5年7月予定</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕 〔 都市建設部：都市整備課 〕</p>	

議案第30号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>稲吉5丁目地内に位置し、開発行為により造成された路線の市道認定をするもの</p> <p>（1） 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2933号線</p> <p>イ 延長 112.23メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図（認定図）

認定路線 

